

厚生労働大臣が定める「入院基本料に関する事項」にかかる掲示

西病棟3階 届出施設基準：地域包括ケア病棟入院料2

当病棟では、1日に10人以上の看護師、准看護師が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝 8時30分 から 夕方 17時15分 まで	看護師、准看護師1人当たりの受け持ち数は	11 人以内です。
夕方 16時30分 から 深夜 1時15分 まで	看護師、准看護師1人当たりの受け持ち数は	14 人以内です。
深夜 0時30分 から 朝 9時15分 まで	看護師、准看護師1人当たりの受け持ち数は	14 人以内です。

療養担当規則に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は入院時食事療養費（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）・適温で提供しています。

その他の掲示事項

食事について  
メニュー1番は基本メニューとなっています。昼食・夕食に基本メニュー以外を選ばれた場合には、1食料金の上に55円加算（自費）を頂くようになります。  
その他、食堂（ダイルーム）を備えており、食堂内（ダイルーム）で食事を行うことができます。

栄養サポート  
チームについて  
患者さんの状態によっては、医師、看護師、管理栄養士、薬剤師、臨床検査技師が協力して、より安全かつ有効な栄養療法を行うための診療を行っています。

厚生労働大臣が定める「入院基本料に関する事項」にかかる掲示

西病棟4階 届出施設基準：急性期一般入院料4 急性期看護補助体制加算(25:1)

当病棟では、1日に 7人 以上の看護師、准看護師が勤務しています。

1日に 3人 以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝 8時30分 から 夕方 17時15分 まで	看護師、准看護師1人当たりの受け持ち数は 看護補助者1人当たりの受け持ち数は	8 8	人以内です。
夕方 16時30分 から 深夜 1時15分 まで	看護師、准看護師1人当たりの受け持ち数は	12	人以内です。
深夜 0時30分 から 朝 9時15分 まで	看護師、准看護師1人当たりの受け持ち数は	12	人以内です。

療養担当規則に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は入院時食事療養費(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)・適温で提供しています。

その他の掲示事項

食事について メニュー1番は基本メニューとなっています。昼食・夕食に基本メニュー以外を選ばれた場合には、1食料金の上に55円加算(自費)を頂くようになります。  
その他、食堂(デイルーム)を備えており、食堂内(デイルーム)で食事をすることができます。

栄養サポート チームについて 患者さんの状態によっては、医師、看護師、管理栄養士、薬剤師、臨床検査技師が協力して、より安全かつ有効な栄養療法を行うための診療を行っています。

厚生労働大臣が定める「入院基本料に関する事項」にかかる掲示

西病棟4階 12床 届出施設基準：結核病棟入院基本料(10:1)

当病棟では、1日に3人以上の看護師が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝 8時30分 から 夕方 17時15分 まで	看護師1人当たりの受け持ち数は	9 人以内です。
夕方 16時30分 から 深夜 1時15分 まで	看護師1人当たりの受け持ち数は	9 人以内です。
深夜 0時30分 から 朝 9時15分 まで	看護師1人当たりの受け持ち数は	9 人以内です。

療養担当規則に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は入院時食事療養費(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)・適温で提供しています。

その他の掲示事項

食事について  
メニュー1番は基本メニューとなっています。昼食・夕食に基本メニュー以外を選ばれた場合には、1食料金の上に55円加算(自費)を頂くようになります。  
その他、食堂(デイルーム)を備えており、食堂内(デイルーム)で食事を行うことができます。

栄養サポート  
チームについて  
患者さんの状態によっては、医師、看護師、管理栄養士、薬剤師、臨床検査技師が協力して、より安全かつ有効な栄養療法を行うための診療を行っています。

厚生労働大臣が定める「入院基本料に関する事項」にかかる掲示

東病棟1階 届出施設基準：障害者施設等入院基本料(7:1)

当病棟では、1日に 18人以上の看護師、准看護師が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝 8時30分 から 夕方 17時15分 まで	看護師、准看護師1人当たりの受け持ち数は	5	人以内です。
夕方 16時30分 から 深夜 1時15分 まで	看護師、准看護師1人当たりの受け持ち数は	11	人以内です。
深夜 0時30分 から 朝 9時15分 まで	看護師、准看護師1人当たりの受け持ち数は	11	人以内です。

療養担当規則に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は入院時食事療養費(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)・適温で提供しています。

その他の掲示事項

食事について メニュー1番は基本メニューとなっています。昼食・夕食に基本メニュー以外を選ばれた場合には、1食料金の上に55円加算(自費)を頂くようになります。  
その他、食堂(デイルーム)を備えており、食堂内(デイルーム)で食事をすることができます。

栄養サポート チームについて 患者さんの状態によっては、医師、看護師、管理栄養士、薬剤師、臨床検査技師が協力して、より安全かつ有効な栄養療法を行うための診療を行っています。

厚生労働大臣が定める「入院基本料に関する事項」にかかる掲示

東病棟2階 届出施設基準：障害者施設等入院基本料(7:1)

当病棟では、1日に 20人以上の看護師、准看護師が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝 8時30分 から 夕方 17時15分 まで	看護師、准看護師1人当たりの受け持ち数は	4 人以内です。
夕方 16時30分 から 深夜 1時15分 まで	看護師、准看護師1人当たりの受け持ち数は	16 人以内です。
深夜 0時30分 から 朝 9時15分 まで	看護師、准看護師1人当たりの受け持ち数は	16 人以内です。

療養担当規則に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は入院時食事療養費(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)・適温で提供しています。

その他の掲示事項

食事について  
メニュー1番は基本メニューとなっています。昼食・夕食に基本メニュー以外を選ばれた場合には、1食料金の上に55円加算(自費)を頂くようになります。  
その他、食堂(デイルーム)を備えており、食堂内(デイルーム)で食事を行うことができます。

栄養サポート  
チームについて  
患者さんの状態によっては、医師、看護師、管理栄養士、薬剤師、臨床検査技師が協力して、より安全かつ有効な栄養療法を行うための診療を行っています。

厚生労働大臣が定める「入院基本料に関する事項」にかかる掲示

東病棟3階 届出施設基準：障害者施設等入院基本料(7:1)

当病棟では、1日に 20人以上の看護師、准看護師が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝 8時30分 から 夕方 17時15分 まで	看護師、准看護師1人当たりの受け持ち数は	4	人以内です。
夕方 16時30分 から 深夜 1時15分 まで	看護師、准看護師1人当たりの受け持ち数は	16	人以内です。
深夜 0時30分 から 朝 9時15分 まで	看護師、准看護師1人当たりの受け持ち数は	16	人以内です。

療養担当規則に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は入院時食事療養費(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)・適温で提供しています。

その他の掲示事項

食事について  
メニュー1番は基本メニューとなっています。昼食・夕食に基本メニュー以外を選ばれた場合には、1食料金の上に55円加算(自費)を頂くようになります。  
その他、食堂(デイルーム)を備えており、食堂内(デイルーム)で食事をすることができます。

栄養サポート  
チームについて  
患者さんの状態によっては、医師、看護師、管理栄養士、薬剤師、臨床検査技師が協力して、より安全かつ有効な栄養療法を行うための診療を行っています。